
令和2年 9 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和2年9月3日宇美町議会定例会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 (1) 議長事務報告
 (2) 町長行政報告及び提案総括説明
 (3) 教育委員会行政報告
日程第4 特別委員会設置及び選任並びに付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
 (1) 議長事務報告
 (2) 町長行政報告及び提案総括説明
 (3) 教育委員会行政報告
日程第4 特別委員会設置及び選任並びに付託
-

出席議員 (13名)

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
8 番 黒川 悟	9 番 脇田 義政
10 番 小林 征男	11 番 飛賀 貴夫
12 番 白水 英至	13 番 南里 正秀
14 番 古賀ひろ子	

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長	……………	佐伯 剛美
危機管理課長	……………	藤木 義和	財政課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	瓦田 浩一	住民課長	……………	八島 勝行
健康福祉課長	……………	尾上 靖子	環境農林課長	……………	工藤 正人
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	安川 忠行
上下水道課長	……………	藤井 則昭	学校教育課長	……………	原田 和幸
社会教育課長	……………	飯西 美咲	こどもみらい課長	……………	太田 一男
町制施行100周年事業推進事務局長	……………				安川 茂伸

10時00分開会

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に追加議案の発議第3号及び本日の議事日程第1号をお配りしておりますので、御確認を願います。なお、追加議案の発議第3号については、最終日の18日に審議予定となっております。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和2年9月宇美町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本定例会の採決について、9番、脇田議員の表決は挙手で行うこととしておりますので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、12番、白水議員及び1番、丸山議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月3日から9月18日までの16日間とすることで決定いたしました。

今後の議事は、事前に配付いたしております令和2年9月宇美町議会定例会日割表により進めることにいたします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、諸般の報告を行います。

〔議長交代〕

○副議長（南里正秀君） 議長の事務報告を求めます。古賀議長。

○議長（古賀ひろ子君） 令和2年9月定例会議長報告を行います。

令和2年7月10日に糟屋地区議長協議会がありました。

はじめに、4月に行う予定でありました令和2年度の他団体の役員の選出について報告がありました。

次に報告事項として、福岡県町村議長会の第1回理事会の書面表決結果、令和2年度糟屋地区議長協議会表彰者、令和元年度糟屋地区議長協議会決算書について、それぞれ報告がありました。

協議事項では、令和2年度糟屋地区議長協議会予算案、全国会主催令和2年度町村議長・副議長研修会、糟屋地区議長協議会令和2年度先進地視察研修について、それぞれ協議を行いました。

最後に、令和2年3月及び6月定例会の情報交換を行いました。

以上、本日報告いたしました内容については、資料つづりを事務局に置いておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、議長事務報告を終わります。

○副議長（南里正秀君） 報告が終わりましたので、議長事務報告を終結いたします。

〔議長交代〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、町長行政報告及び提案総括説明を行います。

町長より本定例会に提案されました案件は、人事案2件、諮問案1件、工事請負契約の変更案

1件、条例案5件、予算案2件、決算認定案5件、報告1件の計17件であります。

町長行政報告及び提案総括説明を求めます。木原町長。

○町長（木原 忠君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日令和2年9月宇美町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本年は、例年に比べ長い梅雨の期間となり、特に7月3日から7月8日にかけては、九州の広い範囲で記録的な大雨になりました。その中でも7月4日未明には熊本県、鹿児島県に大雨特別警報が発令をされ、熊本県では球磨川が氾濫し、さらに7月6日には福岡県筑後南部地方、佐賀県、長崎県に大雨特別警報が発令をされ、九州7県におきまして死者76名、行方不明者3名、住家損壊、土砂災害、浸水被害等の甚大な被害をもたらしました。改めまして、お亡くなりになりました方々に対しまして、謹んで御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に衷心より御見舞いを申し上げます。

本町におきましては、今回の豪雨に伴い、延べ18世帯27名の住民が自主避難等をされ、具体的な被害状況といたしましては、林道大城線の一部が路肩崩壊により通行止めとなったほか、軽微なものが4か所ほどございましたが、幸いにも特段の大きな被害はありませんでした。しかしながら、自然災害は人間の力で回避することは不可能であり、常に災害に対し備えること、災害から逃げるのが最大の対策対応であると思っております。加えて、今回の九州各地におきます大規模な豪雨災害を対岸の火事と捉えずに、明日は我が身として本町の防災対策をより一層強固なものにしなければならないと、改めて強く感じているところでございます。

それでは、9月定例会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

最初に、7月6日から7月10日にかけて降り続いた本町の豪雨災害の対応等について御報告をいたします。

7月6日午後0時13分の大雨警報発令後に災害準備・警戒本部を設置し、午後4時には自主避難者の受入れを開始するため、避難所3か所を開設いたしました。また、翌7日の午前8時15分には、太宰府市町境の仏頂山から宝満山山頂付近4キロ平方メートル四方にかけて発令されました土砂災害警戒情報に伴い、午前9時に宇美町災害対策本部を設置し、午前9時15分には三郡山系の山沿いに避難準備・高齢者避難開始を発令をいたしました。その後、正午には2か所の避難所を追加開設し、町民の安全確保に努めたところでございます。

その後、警報は一旦解除されたものの、7月9日午後4時8分に再び大雨警報が発令され、午後6時には再度、自主避難所として2か所を開設し、翌10日の午後5時には町内の9地域12自治区域に避難準備・高齢者避難開始を再度発令いたしまして、町内における土砂災害警戒区域を含む山沿いを中心に、足元が明るい時間帯に早期の避難を促したところでございます。

また、本年度は新型コロナウイルス感染症対策により、各避難所では問診票の記載や検温器による体温測定、消毒液の設置、ソーシャルディスタンスの確保、パーティション設置により飛沫感染防止対策等に留意し、避難所運営を行ったところでございますが、あらかじめ、出水期前の7月2日に新型コロナウイルス感染症に伴う避難所運営研修を全職員対象に実施していたこともあり、全庁的な避難所運営を含め、災害対策等に係る応援協力できたのではないかと、このように思っております。

今回の豪雨に伴う避難準備・高齢者避難開始の情報に関しましては、幸いにも空振りに終始をいたしました。災害に備える、災害から逃げるという点では、失敗を恐れずに積極的な情報提供ができたのではないかと考えております。

今後も、近年多発する自然災害に備え、今回の災害対策や避難所運営等の状況を検証することで、職員初動マニュアル等の見直しを行いつつ、日頃から研修や訓練等を実施することで、災害に対する備えを強化するとともに、より一層災害に強いまちづくりを目指してまいります。

なお、今回の豪雨により被災された大牟田市へ8月4日から8月10日までの7日間、危機管理課職員を災害派遣し、罹災証明書の発行業務に従事をさせておりますので、この場をお借りいたしまして御報告をいたします。

次に、宇美町町制施行100周年記念事業について御報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、記念式典をはじめ、スペシャルウィーク事業など多くの記念事業が中止となりましたが、感染リスクをコントロールしながら実施できる事業につきましては、予定どおり実施をしているところでございます。

6月19日には、100周年を記念したマンホールカードの配布を開始し、これまでに1,057枚、これは8月25日現在でございますが、この配布を行っているところでございます。役場に来庁された方にしか配布しないというルールにも関わらず、全国から多数の方々にカードを手にしていただいております。当初2,000枚の製作であったものが、好評につきましてカードの追加発行を計画しているところであり、うれしい悲鳴を上げているところでございます。

また、100周年の誕生日まで、あと100日となった7月12日から、カウントダウン100事業がスタートをいたしました。この事業は、家族や団体が残り日数を表すカウントダウン写真を町ホームページやフェイスブックに掲載するという事業で、100の団体や個人がそれぞれのアイデアで町が指定した数字を表現し、10月20日の100周年の当日まで雰囲気盛り上げていただいているものでございます。

次に、100周年のPRと下水道の普及啓発を図るため、上水道や下水道について学習いたし

ます町内小学校4年生を対象に、下水道マンホール蓋のデザインを募集いたしますポスターコンクールを実施いたしました。町立の小学校4年生全員から362点の応募が集まり、審査会におきまして、小学校ごとに1作品を優秀賞として選定をいたしました。今後は、受賞作品のデザインによりますマンホール蓋をそれぞれ作製いたしまして、当該小学校区内に設置することといたしております。

次に、未来をえがけ、宇美っ子！100周年記念ウォールペインティングについて、御報告をいたします。

この事業は、町民提案自主事業による宇美町商工会青年部主催の未来をえがけ、宇美っ子！100周年記念ウォールペインティングとして、町内小学校6年生を対象に原案を募集し、大賞作品を貴船緑道公園付近の四王寺坂調整池の壁面に描くという事業でございます。

このたび、全体で123作品の応募がありましたが、子どもらしい生き生きとした作品が大賞に決定し、8月中旬からペインティングを開始し、10月20日の完成を目指すものでございます。県道沿いの目立つところに大きなキャンバスが出来上がる予定でございますので、100周年の目玉となることを大いに期待をいたしております。

次に、共に町制施行100周年を迎える宮崎県都農町商工会青年部と宇美町商工会青年部が、100周年の節目を一緒に盛り上げようと数年前から企画をいたしまして、試作品を作るなどしてきた商品梅え〜あいすが、都農町の町制施行100周年を迎えます8月1日を前に完成しましたことを御報告をいたします。

都農町産の梅ジャムと、宇美町産のヤギミルクアイスを使って2,000個、これはそれぞれ各町1,000個が生産をされることになり、本町では600個をふるさと納税の返礼品として、また、残り400個をイベントなどで販売する予定といたしております。価格は税込みで500円となっておりますが、両町の商工会青年部が企画立案し、手塩にかけて作り上げた商品でございますので、ぜひとも購入に関し広く周知していただければと存じます。

今後とも、感染防止対策を講じることを大前提に感染リスクをコントロールしながら、100周年の記念事業を実施してまいる所存でございますので、議員各位の御理解と御協力をよろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策といたしまして、特別定額給付金の給付状況について御報告をいたします。

世帯主に対し、1人10万円の定額を給付いたします国の特別定額給付金給付事業に関しましては、5月からオンライン及び郵便方式にて4か月間にわたり申請を受け付けておりましたが、8月24日をもって受付を終了いたしております。8月26日現在16,010世帯3万7,287人の申請受付が完了いたしまして、対象世帯におきます申請率は99.8%となっております。

りますことを、ここに御報告をいたします。

次に、庁舎外壁屋上防水改修工事の進捗について御報告をいたします。

当工事は、宇美町公共施設等総合管理計画及び宇美町公共施設再配置計画に基づきまして、庁舎における長寿命化事業として昨年12月より着手をしたもので、現在の進捗といたしましては、主体的な工事範囲となる箇所は完了いたしており、今月末となる9月30日には全ての工事が完了する見込みでございます。

コロナ禍の折、外部足場を設置していることで、感染防止対策としての十分な換気ができにくい状況となっていたことや、工事期間中には庁舎敷地内駐車場におきましても利用制限を行っていた箇所などもあり、利用者の方々には大変御不便をおかけしていたところでございます。改修期間中は御理解と御協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

庁舎における長寿命化事業といたしましては、その骨格となります主要な部分の改修を終えることになりましたが、本館トイレを始めとした内部改修などの未改修部が多々残っているのが現状でございます。今後とも、適切な時期を踏まえ適宜改修工事等を行っていく所存でございます。

次に、令和2年国勢調査について御報告をいたします。

統計法に基づき、本年10月1日を基準日といたしまして国勢調査を実施いたします。国勢調査は、国内に常住する全ての人と世帯を対象とする5年に一度の国内最大規模の統計調査であり、その調査結果は、国や地方公共団体の様々な行政施策の基礎資料となるとともに、民間企業、各種団体、学術機関などにおきまして、多岐にわたり利用されております。そのため、より正確な調査データを取集することが重要になってまいります。本町では、国勢調査を円滑かつ効率的に遂行するとともに、事務の万全を期すため、6月に令和2年国勢調査宇美町推進本部を設置いたしまして、今後は、全庁的に当該業務に取り組んでまいり所存でございます。

町民の皆様への周知啓発につきましては、広報8月号から3か月連続でお知らせするとともに、自治会回覧板、ホームページ、SNS等様々な媒体を活用して周知を行っております。9月14日からは調査員によります各家庭に向けた調査趣旨の説明及び調査票を配布が始まります。その際には、マスクやフェースシールドの着用、手指のアルコール消毒を徹底いたします。また、原則インターホン越しの会話を行い、やむを得ず対面する場合には、できる限り相手との距離を置き、調査票の回収はインターネット回答または郵送提出を勧奨して、新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めてまいり所存でございます。今後も、国勢調査の安全かつ確実な実施に向けまして取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、証明書のコンビニ交付サービスの導入について御報告をいたします。

このたび、国の補助事業であります小規模自治体向けクラウド基盤の構築によるマイナンバーカードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付サービスの導入促進に向けた実証事業に応募を

いたしましたところ、本町が採択をされております。このことにより、導入費用の負担なくコンビニ交付サービスを実施することが可能となります。対象となる証明書は、住民票と印鑑証明書のみではありますが、夜間や土日等の役場が業務時間外でありましても証明書の取得が可能になりますので、住民の利便性の向上が図られるものと考えております。令和3年4月からの本格稼働に向けまして今後準備を進めてまいり所存でございます。

次に、上水道事業について御報告をいたします。

五ヶ山ダムにつきましては、平成28年10月21日に試験湛水を開始し、令和2年4月19日に最高水位にまで達した後、現在、貯水位を規定の検査水位まで降下させているところでございますが、ダムの運用開始が当初計画から大幅に遅れていること、降雨等の影響により試験湛水のさらなる長期化も懸念されることから、構成団体への用水供給を早期に開始するため、福岡地区水道企業団と河川管理者であります福岡県との協議によりまして、ダム放流水の活用が可能となり、令和2年7月30日から用水供給が開始をされました。これにより、最大日量で7,725立方メートルを受水し、運用を行っているところでございます。

以上をもちまして行政報告を終わりますが、今後とも、議員各位の御理解と力添えを心からお願い申し上げます。

それでは、9月議会に当たりまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本議会に提案しております議案は、人事案件2件、諮問案件1件、工事請負契約変更案件1件、条例案件5件、予算案件2件、決算認定案件5件、報告1件の計17件でございます。

まず、人事案件及び諮問案件につきましては、同意第16号の宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任については、宇美町固定資産評価審査委員会委員、安河内毅氏の任期が本年9月30日に満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方税法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

承認第4号の宇美町自治功労表彰候補者の推薦につきましては、宇美町表彰規則に基づき、学校薬剤師として34年の長きにわたり御活躍をいただきました久野信子氏を、宇美町自治功労表彰候補者として推薦することについて、議会の承認を求めるものでございます。

諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員の候補者として岩下美津子氏を推薦することについて、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものでございます。

議案第46号の工事請負契約締結についての議決内容の一部変更については、庁舎外壁屋上防水改修工事請負契約締結に係る議決内容の一部変更を行うものでございます。

現在、工事はおおむね完了しているところですが、9月末の竣工を前に清算的な要因で工事請負内容の変更を行うものであり、令和2年8月24日に請負者である株式会社岩堀工務店宇美営業所と仮契約を締結し、請負契約額を934万4,500円増の1億8,857万9,600円と

する工事請負契約の一部変更を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第47号の宇美町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、重度障がい者医療費の支給に関する条例準則の改正に伴い、所要の規定を整備するものでございます。

議案第48号の宇美町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、子どもの健康保持と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、通院に係る子ども医療費の支給対象年齢を拡大することについて、所要の規定を整備するものでございます。

議案第49号の宇美町町民農園条例の一部を改正する条例については、農園用地の所有者への返還による第1農園の閉園に伴い、所要の規定を整備するものでございます。

議案第50号の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、所要の規定を整備するものでございます。

議案第51号の宇美町町民憲章審議会条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度におきます宇美町町民憲章審議会の会議を中止したことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

議案第52号の令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ2,688万3,000円を減額し、予算総額を40億3,658万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、平成31年度の決算により繰越額の確定等に伴う補正を行っております。なお、本補正予算の結果、令和2年度の決算見込額は6,587万3,000円の黒字となるものであります。

議案第53号の令和2年度宇美町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ3億2,526万2,000円を追加し、予算総額を165億8,352万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に伴う環境対策事業や防災対策事業、環境整備事業などを実行するため、庁舎内感染防止対策事業費、防災対策事業費、小中学校管理関係経費の増額をする一方で、新型コロナウイルス関連に伴う事務事業の見直しによる減額を行っております。また、町制施行100周年記念事業の見直しにより100周年事業推進事業費の増額並びに人件費の調整などの歳出の補正、令和2年度普通交付税等の額の確定や、国の新型コロナウイルス感染症対応として交付されます地方創生臨時交付金及び歳出補正に連動した国・県支出金の増減などの歳入の補正でございます。また、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正を併せて提案をいたしております。

また、8月25日の全員協議会におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第二次対象の町独自事業——これは追加分でございますが——について御説明をさせていただきました。その折、貴重な御意見を賜り、その中にありました中心市街地賑わいづくり関連事業キッズパークにつきまして執行部で検討させていただき、今回の一般会計補正予算（第4号）には計上しないことといたしました。議員の皆様方も御承知のとおり、地方創生臨時交付金は国の施策ではカバーしきれない地域の実情に応じた取組の財源に充てることとなっており、家賃支援等を含みます事業継続や雇用維持等への対応を後押ししますとともに、新しい生活様式等への対応を図る観点から、拡充されたものでございます。これまで、町独自の支援策を実行してまいりましたが、今後のさらなる支援策を早期に打ち出すことが重要課題と考えております。

今後の事業につきましては、現在、検討を重ねており、事業設計が整い次第、議員の皆様方へ御説明をさせていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

次に、認定第1号から第5号までの決算認定案件5件につきましては、平成31年度の宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定、宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定、宇美町一般会計歳入歳出決算認定について、議案として提案するものでございます。なお、監査委員の決算審査を受け、その意見書を付しておりますので、認定いただきますようお願いを申し上げます。

最後に報告につきましては、報告第1号で平成31年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものでございます。

以上で、行政報告及び提案総括説明を終わりますが、それぞれの議案が議題となりましたときには、担当者より詳細に説明をさせますので、御議決いただきますようお願いをいたしまして説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 報告及び説明が終わりましたので、町長行政報告及び提案総括説明を終結します。

続いて、教育委員会行政報告を行います。

教育委員会行政報告を求めます。佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 失礼いたします。

令和2年9月議会定例会が開催されるに当たりまして、6月定例教育委員会以降における教育行政の主なものについて報告させていただきます。

まず、福岡県学力調査について報告いたします。

例年6月に行っておりますが、本年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止に伴う臨時休業のため、9月に延期されることとなりました。糟屋地区の小中学校で9月16日、中学校におきま

しては9月18日に実施することとなりました。対象は小学校が5年生、中学校が1、2年生です。実施後、調査結果の報告がありましたら、結果の分析を行い学力向上の取組の検証改善を図るとともに、各学校への助言を行ってまいりたいと思っております。

次に、令和2年6月23日に実施いたしました定例教育委員会について御報告いたします。

このことにつきましては、資料にお示ししています内容から2点につきまして具体的に報告させていただきます。

1点目は、日本遺産の認定です。文化庁では国の文化財や伝統文化を通じて地域の活性化を図ることなどを目的にして、日本遺産の認定をしております。6月19日に文化庁におきまして、平成27年度に太宰府市が認定された日本遺産「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」が拡充されたことに伴い、宇美町が国特別史跡大野城跡と万葉集筑紫歌壇の関連自治体として追加されました。今後は、近隣市長と連携を図るとともに、宇美町としてPRに努め、地域の活性化につながるよう取り組んでまいります。なお、議員の皆様もお気づきとは思いますが、本庁舎外壁に記念の懸垂幕を掲示しております。

2点目は、第二期子ども・子育て支援事業計画・うみっこ未来プランについてです。このことにつきましては、先日、教育委員会におきまして、概要版をもとに計画の趣旨・基本理念・基本目標について報告させていただき協議をいたしました。

次に、令和2年7月13日に実施いたしました定例教育委員会について報告いたします。

このことにつきましては、資料にお示ししています内容から2点につきまして具体的に報告させていただきます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の対応についてです。6月23日付で出されました本通知では、福岡県新型コロナウイルス対策本部会議において、不要不急の外出自粛や休業要請などが全面解除をされたことを受けて、職員の出張や外出、会合などについての取組の変更、また感染症対策の徹底等の継続について示されました。これ以降も、同通知は感染の状況等に応じて更新されておりますので、今後も国や県の通知に沿って、町の感染症に係る状況を鑑みながら対応してまいりたいと思っております。

2点目は、宇美町地域学校協働活動事業におけるいきいきいのっこ子ども教室の実施についてです。土曜日の午前中に井野小学校において、児童の様々な体験活動の場として、地域の方々の協力を中心に活動が進められております。本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で例年どおりの活動を行うことができませんでしたが、感染症対策を含めて関係者で協議を進め活動を始めることになりました。教育委員会としましても、平成16年度から続く本活動は、地域による学校支援活動として、過去に文部科学大臣賞を受賞しており、子どもたちが地域の方々との交流を行う重要な活動であると認識しており、今後も推進を図ってまいります。

次に、小中学校夏季休業について報告いたします。

本年度につきましては、6月議会でも報告いたしましたが、2期に分けて夏季休業を設定いたしました。第1期は7月20日の終業式後の21日から26日まででした。

次に、7月30日実施いたしました臨時教育委員会について報告いたします。

令和3年度使用中学校教科用図書の採択についてです。このことにつきましては、法令に基づいて設置された第2地区、第2地区というのは糟屋地区のことですが、第2地区教科用図書採択協議会において、中学校教科用図書が選定されました。本町では、この協議会の選定結果を受け、教育委員会におきまして、選定結果どおりの教科用図書採択の決定を行い、8月7日に公表をしたところでございます。

次に、小中学校第2期の夏季休業について報告いたします。

第2期の夏季休業は8月8日から19日までで、20日が始業式でした。夏季休業期間中の大きな事故等の報告はあっておりません。

次に、8月12日から14日までに実施いたしました学校閉庁日について。

これは、教職員の働き方改革の取組の一つとして、平成30年度から夏季休業期間中に学校閉庁日を設けることによるものです。この学校閉庁日には原則として全ての学校における業務及び教育活動はしないものとしており、緊急に連絡する場合は、学校教育課へ連絡が入るように通知しております。

次に、令和2年8月18日に実施いたしました定例教育委員会について報告いたします。

このことにつきましては、資料にお示ししています内容から、3点につきまして具体的に報告させていただきます。

1点目は、宇美町教育の日についてです。現在、教育委員会におきましては、100周年記念事業の取組の一環として教育の日の制定に向け準備を進めております。この取組は町民の教育に対する関心と理解を一層深めるとともに、次代を担う子どもの育成を期し、学校及び地域社会が連携して、本町教育の充実と発展を図るため教育の日を定めるもので、町制施行日である10月20日を毎年、宇美町教育の日とすることを記念式典におきまして広く知らしめることとしております。新型コロナウイルス感染症の影響で学校等におけるイベントの開催が厳しい状況ではありますが、今後、10月から11月にかけて、各学校で実施予定の学校行事等の機会を捉えて、啓発を図ってまいりたいと思っております。

2点目は、令和2年度韓国との交流事業、サピ少年団招請事業についてです。このことにつきましては、議員の皆様、御承知のとおり、韓国扶餘との交流事業につきましては、現在、扶餘へ訪問して交流事業終了の進めたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症対策対応により訪韓できておりませんが、収束しましたら進めたいと思っております。

3点目は、宇美町スポーツ推進計画の策定についてです。このことにつきましては、国のスポーツ基本計画をもとに、都道府県及び市町村がその地域の実情に即したスポーツ推進計画に関する計画を定めるよう努めるものとするをスポーツ基本法で定められており、大変遅くなりましたが、今後は町民アンケートや懇談会等も実施し、宇美町スポーツ推進計画を策定してまいりたいと思っております。計画が策定できましたら、改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

次に、8月28日に実施いたしました臨時教育委員会についてです。

平成31年度宇美町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について報告いたします。

教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書の作成が義務付けられております。本年度は学識経験者として、愛媛大学教授露口健司氏から意見をいただいております。点検及び評価の内容や露口教授からの意見をもとに、効果的な教育行政の一層の推進を図ってまいりたいと思っております。

以上、甚だ簡単ではございますが、6月定例教育委員会以降における教育行政執行の主なものについて報告をいたしました。

今後とも、宇美町の教育力向上のため努力してまいりますので、議員各位の御指導御協力をお願い申し上げます、教育委員会行政報告といたします。

失礼いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、教育委員会行政報告を終結します。

日程第4．特別委員会設置及び選任並びに付託

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、特別委員会設置及び選任並びに付託を議題といたします。

お諮りします。議長を除く12名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から認定第5号までの決算認定案5件を決算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く12名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から認定第5号を決算審査特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。決算審査特別委員会の委員長に11番、飛賀議員、副委員長に8番、黒川議員を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員長に
11番、飛賀議員、副委員長に8番、黒川議員を選任することに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時42分散会
